

和指第70号
令和5年4月28日
(2023年)

各指定居宅サービス事業所
(一部サービスを除く)
各指定介護予防サービス事業所
(一部サービスを除く)
各介護保険施設
各指定地域密着型(介護予防)サービス事業所
(一部サービスを除く)
各指定第1号事業所
(一部サービスを除く)

開設者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

令和5年度和歌山県認知症介護基礎研修の実施について(通知)

平素は、和歌山市介護保険事業に対しご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長より、令和5年4月13日付長第42号「令和5年度和歌山県認知症介護基礎研修の実施について(通知)」の送付がありましたのでお知らせします。

なお、令和3年改正省令において、各介護サービス施設、事業所(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援等を除く)は、令和6年3月31日までは経過措置期間として、努力義務とされておりますが、医療・福祉関係資格を有さない全ての職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならないと共に、新卒採用、中途採用を問わず、施設等において新たに採用した職員(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該研修の受講についても、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務とされています。)旨が規定されましたので、各施設、事業所におかれましてはその旨ご理解の上、適宜、ご対応いただきますようお願いいたします。

※令和5年度の当該研修については、和歌山県介護普及センターを実施機関として、認知症介護研究・研修仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用し実施されます。詳細については、別添の実施要項をご確認ください。

本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

和歌山市 健康局 保険医療部
指導監査課 介護事業所指定班
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320



長 第 4 2 号
令和 5 年 4 月 1 3 日

各市町村介護保険担当課長 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度和歌山県認知症介護基礎研修の実施について (通知)

平素は、本県高齢者福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修を実施しますので通知します。

つきましては、貴管内の地域密着型サービス事業所 (開設予定の事業所を含む。)に周知願います。

なお、実施要項は、県長寿社会課のホームページ「認知症介護実践者等養成研修」に掲載しております。

また、県指定法人には、別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1 研修方法

和歌山県介護普及センターを実施機関として、認知症介護研究・研修仙台センターが管理するeラーニングシステムを使用し実施します。

2 受講申込方法

令和 5 年度 和歌山県 認知症介護基礎研修 (e ラーニング) 実施要項を参照してください。

3 実施要項掲載先 URL

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/ninchi/ninchisyo-top.html>

【担当】 長寿社会課 長寿社会班 浅田 TEL 073-441-2521 (直通)

令和5年度 和歌山県 認知症介護基礎研修（eラーニング）
実施要項

1 目的

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことを目的とします。

2 実施主体 和歌山県

3 実施機関 和歌山県介護普及センター

4 受講対象者

県内の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等

※令和3年度介護報酬改定により、無資格者への認知症介護基礎研修の受講が義務づけられています。既存の職員は令和3年度から3年間の経過措置、新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。いずれも、令和6年3月31日までは努力義務とされています。

5 研修方法

認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という。）が管理するeラーニングシステムを使用して実施します。

※「eラーニング研修」とは、web上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで24時間いつでも受講可能です。

※「eラーニング研修」を受講するには、以下の条件を全て満たしている必要があります。

【必要環境】HTML5対応ブラウザ及びJavaScriptが有効になっていること。

【対応端末】上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット・スマートフォン

【対応ブラウザ】Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari（いずれも最新版）

6 受講申込の流れ

(1) 各事業所の受講申込担当者は、以下の手順に沿って、事業所コード発行手続きを行ってください。

ア. <https://kiso-elearning.jp/>より、「eラーニングはここから」に進み、「事業所登録フォーム」から発行手続きを行ってください。

イ. 仙台センターより後日、本システムを通じ、「事業所コード」が登録されたE-mailに発行・送信されます。（発行に数日かかる場合があります）

ウ. 発行された「事業所コード」を当該事業所の受講希望者へ配布・通知してください。

※一つの事業所につき、一つの「事業所コード」の利用となります。

※「事業所コード」に有効期限はありませんので、大切に保管してください。

(2) 受講希望者は上記サイトより受講申込を行ってください。

※一つのメールアドレスにて複数人が登録することはできません。また、事業所登録で利用した代表メールアドレスは使用できません。必ず自身のみが利用できるメールアドレスをご利用ください。

(3) 「仙台センター」より登録されたE-mailに申込通知と受講IDが送信されます。

また「和歌山県介護普及センター」から別途、受講料支払い方法が送信されますので、メ

ールの案内に従って受講料の振込手続きをしてください。

※「仙台センター」と「和歌山県介護普及センター」の2カ所から連絡が入りますので注意してください。

(4) 受講料の入金が確認された後、「和歌山県介護普及センター」において受講許可を行い、「仙台センター」より登録されたE-mailに「受講許可のお知らせ」が送信されますので、研修を開始してください。

※受講許可は各回の申込受付期日後に行いますので、受講料振込から受講許可のお知らせが届くまでに数日かかる場合があります。

7 受講申込受付期日

受講料の入金確認及び受講許可の手続の関係により、申込受付期日を年12回定めるものとし、下記のとおりです。

	申 込 受 付 期 日			
第 1 回	令和 5 年	4 月	2 6 日	(水)
第 2 回	令和 5 年	5 月	3 1 日	(水)
第 3 回	令和 5 年	6 月	2 8 日	(水)
第 4 回	令和 5 年	7 月	2 6 日	(水)
第 5 回	令和 5 年	8 月	3 0 日	(水)
第 6 回	令和 5 年	9 月	2 7 日	(水)
第 7 回	令和 5 年	1 0 月	2 5 日	(水)
第 8 回	令和 5 年	1 1 月	2 9 日	(水)
第 9 回	令和 5 年	1 2 月	2 7 日	(水)
第 1 0 回	令和 6 年	1 月	3 1 日	(水)
第 1 1 回	令和 6 年	2 月	2 8 日	(水)
第 1 2 回	令和 6 年	3 月	1 3 日	(水)

8 受講料 1,000 円

9 修了証書

全ての講座を受講し、確認テストを終了した場合、システム上から修了証書を発行できます。

10 その他

受講申込方法等の詳細については、認知症介護基礎研修 e ラーニング用ホームページ及び受講者用マニュアルを参照してください。

ホームページ <https://kiso-elearning.jp/>

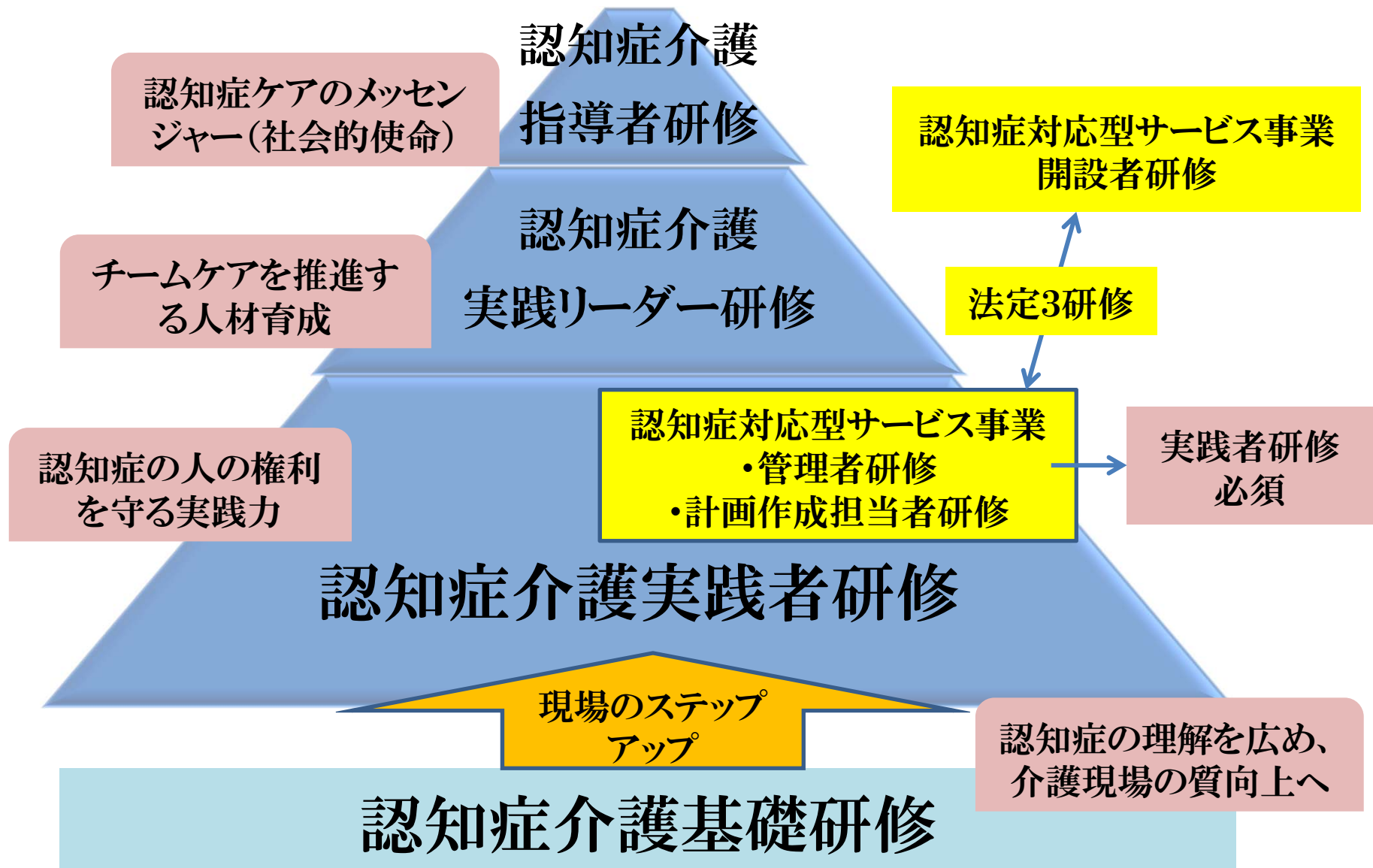
マニュアル https://dcnet.marutto.biz/e-learning/pdf/user_manual.pdf

11 問い合わせ先

和歌山県介護普及センター
〒646-0012 田辺市神島台 6-1
特別養護老人ホーム真寿苑内
TEL 0739-22-6589 FAX 0739-22-6569

和歌山県長寿社会課長寿社会班
〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1
TEL 073-441-2521 FAX 073-441-2523

新しい認知症介護研修体系図



作成:和歌山県認知症介護指導者連絡会